

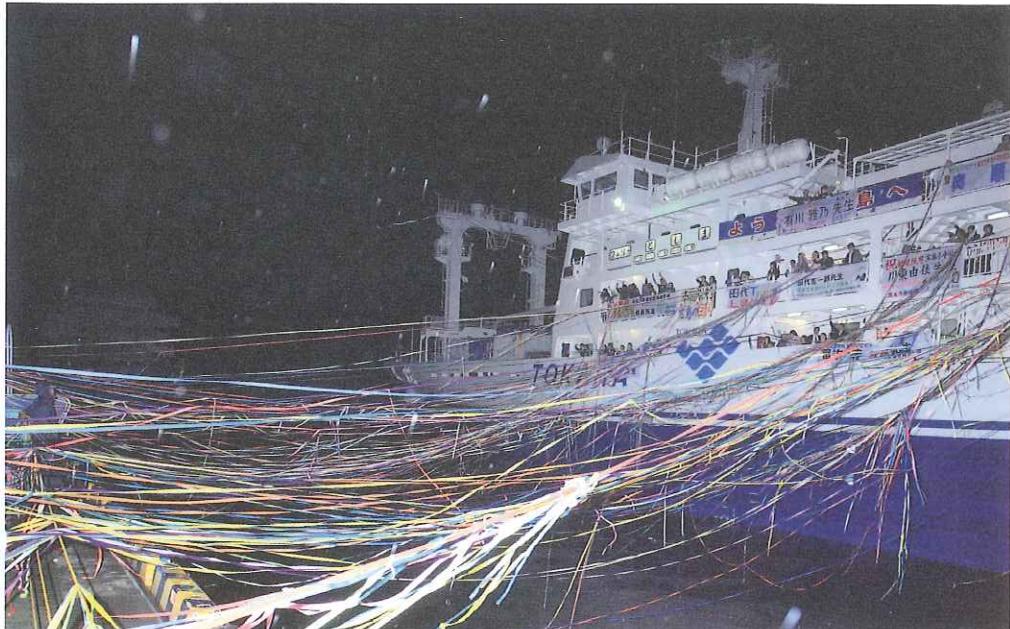
鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年) March 3月号

労務管理あれこれ ~課長職以上なら時間外労働は適用されないと考えてもよいか~



別れの季節

目次 CONTENTS

さくらじま	1
労務管理あれこれ ~課長職以上なら時間外労働は適用されないと考えてもよいか~	2
サプロク協定をご存知ですか?	3
「働き方改革法案」について	4
平成30年度の大卒等卒業予定者を対象とした求人公開日が変わりました!	5
平成30年 業種別死傷災害発生状況(1月末速報値)	5
働き方改革に取り組んでみませんか?	6

さくらじま

現在の部署に異動になったことで、新聞の経済面を読むことが多くなり、自然と企業の「増益」、「減益」という見出しに目を向けるようになりました。

それとは別に、毎日、楽しみにしているのが紙面の下部にある新刊本の広告と各種講演会の開催案内です。

最近は、実に多くの「働き方改革」を謳った本が出版され、講演会も開催されるようになっています。これらの中には、題名に「働き方改革」を標榜しているだけで、その内容と働き方改革とどんな関連があるのかなと思うものまであります。

そんな中で、私の目に留まったのが、「三方よし」の経営学という本の小さな広告でした。残念ながら、著者名は忘れていましたが、いつか探し出して読んでみたいと思っています。

人手不足の今こそ、女性活躍推進に取り組み、自社の魅力をアピールしましょう!	7~8
ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について	9
平成30年度の労働基準監督官採用試験のお知らせ	9~10
DVD教材貸出しのご案内	11~12
講習案内書(パンフレット)の配布について	12
平成30年度技能講習・安全衛生教育のご案内	13~17
平成30年4月の講習開催のご案内	18

「三方よし」とはなんだろう、そう思って、その意味を調べてみたところ、「三方よし」とは、江戸時代から明治時代にかけて全国各地で活躍していた近江商人が大切にしていた考え方で、三方よしの3とは、「売り手」、「買い手」、「世間」のことであり、信頼を得るために、これらがともに満足し、さらに社会貢献ができるのがよい商売であると書いてありました。

今年もあと半年ほどで、最低賃金の改正審議が始まります。ここ数年、政府の方針を受けて、大幅な引き上げが続いています。それぞれの立場も理解できるところですが、「使用者」と「労働者」がともに納得して、その結果が「世間」という地域経済の活性化につながる「三方よし」の最低賃金の引き上げになればいいと願っています。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

課長職以上なら時間外労働は適用されないと考えてもよいか

(Q) 当社では、課長職以上の管理職については、管理監督者として、時間外労働の割増賃金は支給しておりません。ところが、先日、他社の人事部にいる友人から、「課長職では管理監督者とは認められないから、時間外の割増賃金は必要」との指摘を受けました。

当社としては、管理職手当も支給しておりますので、特に問題はないと思うのですが、いかがでしょうか。

経営者と一体的立場でなければ管理監督者に該当しない

(A) 労働基準法第41条により、管理監督者については、同法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されません。したがって、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合でも、時間外労働の割増賃金は必要ありません。

管理監督者について、行政解釈は、「一般的には部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず実態に即して判断すべきものである」（昭22・9・13発基第17号、昭63・3・14 基発第150号）としています。

したがって、課長職以上なら管理監督者であるとか、部長職以上なら管理監督者であるというわけではなく、その者の権限や待遇などの実態から判断することになります。

管理監督者に該当するか否かの判断基準を示した前掲行政解釈を簡単にまとめると、次の要件をすべて満たす者が管理監督者になるといえるでしょう。

- ① 労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者
- ② 労働時間、休憩、休日に関する規定の規制の枠を超

えて活動することが要請されるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間などの規制になじまないような立場にある者

- ③ 賃金の待遇面でその地位にふさわしい待遇がなされている者

なお、③については、定期給与である基本給、役付手当などにおいて、その地位にふさわしい待遇がなされているか否か、ボーナスなどの一時金の支給率、その算定基礎賃金などについて役付者以外の一般労働者に比べ優遇措置がとられているかなどから判断することになります。しかし、優遇措置がとられていても実態のない役付者は該当しません。

次に、管理監督者に該当するか否かについての過去の裁判例をみてみると、従業員40人の工場の課長について、決定権限を有する工場長代理を補佐するが、自ら重要事項を決定することなく、また、給与面でも、役職手当は支給されるが従来の時間外手当よりも少なく、また、タイムカードを打刻し、時間外勤務には工場長代理の許可を要する場合には、管理監督者には当たらないとしたもの（サンド事件 昭58・7・12 大阪地判）があります。

その他には、ファミリーレストランの店長について、コックなどの従業員6～7名を統制し、ウェイターの採用にも一部関与し、材料の仕入れ、売上金の管理などをまかされ、店長手当月額2～3万円を受けていたとしても、営業時間である午前11時から午後10時までは完全に拘束されて出退勤の自由はなく、仕事の内容はコック、ウェイター、レジ係、掃除などの全般に及んでおり、ウェイターの労働条件も最終的には会社が決定しているので管理監督者に当たらないとしたもの（レストラン・ビュッフェ事件 昭61・7・30 大阪地判）があります。

本ケースについても、上記判断基準、裁判例に照らし、御社の課長の実態からみて、管理監督者に該当するか否かを判断することになります。

中小企業主・小規模事業者の皆さんへ

鹿児島労働局監督課

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・労働基準監督署への届出
 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



(※) 具体的には、

- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
- ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
- *ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。
(相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。)

「働き方改革法案」について

鹿児島産業保健総合支援センター相談員 前田雅人

■昨年、閣議決定される予定であった「働き方改革法案」は見送られたが、この動きに伴い業界団体の対応は活発化している。産業医の立場から、この改革法案の主なポイントを上げると、①残業時間の上限が単月100時間未満、2～6か月の平均80時間、年間720時間と規定されたこと、②終業から次の始業までの休息時間を確保する「勤務間インターバル」の導入が促進されていること、③長時間労働者に対する医師による面接指導の充実が盛り込まれたことなどがある。

■労働基準法制定以降、初めて残業時間の上限が決められたわけであるが、この100時間残業（月）については、週休2日制の労働者であれば1日5時間の睡眠時間が取れない状態と想定され、また80時間残業（月）については1日6時間の睡眠時間が取れない状態であり、いずれの残業時間もいわゆる過労死のラインと捉えられている。睡眠時間の短縮は疲労、判断能力の低下をもたらし、そのことが事故や疾病発症をまねくことを考えると、この法案により労働状況が改善されるなら喜ばしいことといえる。

■しかし自動車運転業務、建設事業、医師の3業種については、今回の法案が認められ改正労働基準法が成立、施行されたとしても、5年間は残業時間の上限規制の適用除外（例外）が設けられるようである。業種の特殊性やさまざまな要因から一律に改正することができなかつたわけであるが、これらの業種についても、できるだけ早く勤務状況の把握と労働者への配慮を施さなければならぬと考えさせる事件が起こっている。

■例えば自動車運転業務であるバス運転者については、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故が記憶に新しいし、また平成29年8月には北海道で観光バスが転落事故を起こし、多くの乗客が重軽傷を負った。全国約7000人のバス運転者を対象としたアンケート調査（国土交通省

が実施）では、睡眠時間について5時間未満と答えた者が25%、拘束時間が13時間以上であった者が19%にもみられた。厚生労働省がバスやトラックの運転手の拘束時間は1日あたり13時間までとの目安を示しているのであるが、実態はかなり過酷であり、昼夜が混在した勤務もあり、なかなか疲労が取れないようである。60歳を超える運転手が増える中、勤務体系の改善は早急に解決しなければならない課題と思われる。

■建設事業にしても、新国立競技場の建設に携わっていた現場監督（23歳）が平成29年3月に失踪、自殺した事件があった。残業時間は月200時間を超えており、精神的にも肉体的にも追い詰められていたようである。背景として新国立競技場のデザインや建設費用の問題などで工事が大幅に遅れ、厳しい工期スケジュールとなっていることが指摘されている。

■医師については、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であり、なかなか時間外労働の規制の対象とするところが難しく、今回は猶予を与えられた。しかし平成28年1月の新潟での研修医の過労自殺（長時間労働による労災と認定、月100時間以上の残業を繰り返し、最長は250時間を超えていた）、平成27年の東京での産婦人科研修医の自殺（長時間労働による精神疾患の発症が原因と労災認定、自殺する前の半年は月100時間以上の残業を続けていた）など、労働環境の整備を考えなくてはならない事例が起こっている。

■一般に労働者が残業時間を増やすなければならない状況は、雇い主や企業側が経営成績を上げるために要求していることが背景にあるかもしれないし、また労働者側にもさまざまな事情があるかもしれない。「働き方改革法案」が法制化された後は、これまで以上に勤務体系に注意して、労働者の健康維持と良好な勤務環境の整備に向けて努力することが求められる。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

働き方・休み方改善 ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか？

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善 ポータル

検索

【自己診断】診断ページへ

企業の取組事例の検索ページへ

行政による働き方・休み方に
関する支援施策等のページへ

働き方・休み方改善ポータルサイト

トップ 概要 自己診断 基本情報 地域・実践 各地域の取組 セミナー・講習 資料資料

文字サイズ 標準 大 小

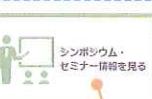
メール登録 Facebook Twitter



+ 経営トップの判断

= 働き方・休み方改善

診断する



登録すると働き方・休み方に関するメルマガが配信されます

働き方・休み方改善指標による企業の自己診断ができます。社員自身が働き方・休み方を診断し、現状を認識することができます

各地域(自治体等)による取組を紹介します

働き方・休み方に関する
シンポジウム・セミナー情報を紹介します

働き方・休み方に関する
【注目情報】ポータルサイト
に関する【新着情報(事例追加等)】をお知らせします

● 「ゆう活」の取組事例をご紹介します。

2017/08/10 地域のイベントと連動した年次有給休暇の取得促進の資料を更新しました。

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や、企業イメージの低下など、さまざまな問題を生じさせることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められているのです。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業のみなさまへ

人手不足の今こそ、女性活躍推進に取り組み、 自社の魅力をアピールしましょう！！

労働力人口が減少する中、女性の活躍を推進することが求められています。

「女性活躍推進法」（平成28年4月施行）に基づき、企業は女性活躍推進のための行動計画を策定し、公表することが求められています（300人以下の企業は努力義務）。

300人以下の努力義務企業においても、女性活躍のための目標を定め、取組を宣言・公表することにより、女性活躍を推進している企業であることを広くアピールして、優秀な人材の確保・定着に取り組みましょう！

行動計画を策定・公表することのメリット

求職者へのアピール

就活生をはじめ求職者が、女性活躍に関する企業情報収集ツールとして利用するサイト「女性活躍推進企業データベース」に、自社の行動計画等を掲載し、求職者へのアピールができます。
～行動計画の策定等について～

助成金の活用

女性活躍推進法に基づく行動計画を策定・公表し、一定の基準を達成した事業主に支給される助成金があります。

<詳細>
裏面または厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/>

認定

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、取組の実施状況等が優良な企業は労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は認定マークえるぼしを、企業広告や求人票に付記し、女性活躍推進企業としてPRできます。

こんなメリットも・・

努力義務企業（300人以下）において、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業は、鹿児島県が行う建設工事入札参加資格の加点項目となります。さらにえるぼし認定を受けた企業は、各府省庁の公共調達で有利になる場合があります。



認定マーク
えるぼし

「女性の活躍推進企業データベース」 を活用して、企業アピールを！

女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省の専用サイト「女性の活躍推進企業データベース」を是非ご活用ください。

「女性の活躍推進企業データベース」登録企業の声

「データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。」「掲載したことでの取引先、顧客から良い評価をいただきイメージアップにつながった。」「データベースで全ての項目を公表することで、企業としてMSCI日本株女性活躍指数(WIN)に採用された。」など。



女性の活躍推進企業 データベース

スマートフォンで簡単検索



 厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒892-8935 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 TEL 099-223-8239

優秀な人材の確保・定着のために

女性活躍推進のための行動計画を策定・公表し、自社の魅力をアピールしましょう！

行動計画を策定・公表するためのステップ

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

課題分析等を行う際は、少なくとも以下の項目について把握を行う必要があります。

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
 - ②男女の平均勤続年数の差異
 - ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
 - ④管理職に占める女性労働者の割合
- (①②については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。)

【行動計画の例】

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日
2. 当社の課題
技術職に女性の応募がなく、女性の技術者が少ない。
3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術職の女性採用者数を2人以上増加させる。

<取組内容>

- ・平成30年4月～
技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。
- ・平成30年5月～
女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催

目標2：これまで女性がいなかった現場事務所に、技術系の女性を各1人以上配置する。

<取組内容>

- ・平成30年7月～
現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握
- ・平成31年1月～
配属予定者の選定と、研修カリキュラム検討。
- ・平成31年4月～
配属を実施。以後定期的にフォローアップとヒアリングを実施

<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ1で分析した課題に基づき、**目標を定め**、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、**行動計画として策定**し、労働者へ周知、外部に公表しましょう。

<ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

労働局雇用環境・均等室へ届出してください。

女性の活躍に関する情報を「女性活躍推進企業データベース」等に公表し、求職者が簡単に閲覧できるようにしましょう。

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）のご案内

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

◎支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が15%以上(※)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

この金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

(※) 大企業産業別基準値以上の場合はとなります。

女性活躍推進法等の詳細は、

厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ



 厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒892-8935 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 TEL 099-223-8239

ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について

鹿児島労働局雇用環境・均等室



年次有給休暇の取得率は、全国平均で49.4%（平成28年）である中、本県は43.2%と全国平均を大幅に下回っています。年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

連続休暇が取得しやすいゴールデンウィークに、「※年次有給休暇の計画的付与制度」を活用して、社員のワーク・ライフ・バランスを考えてみませんか。

※ 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、

労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができるもの制度です。この制度を導入することによって、年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

まずは、ゴールデンウィークからはじめてみよう！

ワーク・ライフ・バランス
休もつ化計画1 仕事と生活の調和のために、
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もつ化計画2 土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

休もつ化計画3 話し合いの機会をつくり、
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。
子供たちの親を含め、働く方は年次有給休暇を取得しましょう！

5月1日と2日を休むと9連休!!

平成30年度労働基準監督官採用試験のお知らせ

鹿児島労働局総務課

受験資格

- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認められる者

試験の程度 大学卒業程度

インターネット受付期間

平成30年3月30日(金) 9:00～4月11日(水) 受信有効
インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成30年3月30日(金)～4月2日(月)です。(郵送の場合は4月2日(月)までの通信日付印有効。持参の場合は4月2日(月)午後5時までとなります。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。)

試験日

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 第1次試験日 | 平成30年6月10日(日) |
| 第2次試験日 | 平成30年7月11日(水)～7月13日(金) |
| 第1次試験合格通知書で指定する日時 | |

第1次試験合格者発表日

平成30年7月3日(火) 午前9時

最終合格者発表日 平成30年8月21日(火) 午前9時

試験の区分及び採用予定数

- 労働基準監督A（法文系） 約210名
労働基準監督B（理工系） 約70名

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合は、鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

問合先 鹿児島労働局総務部総務課人事係
(電話 099-223-8275)

平成30年度

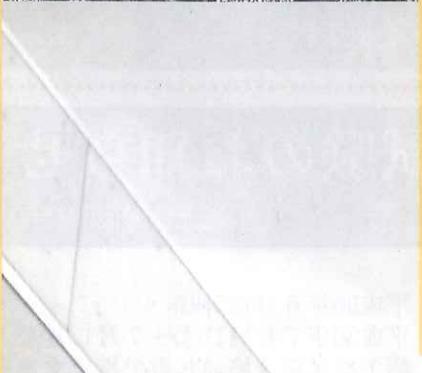
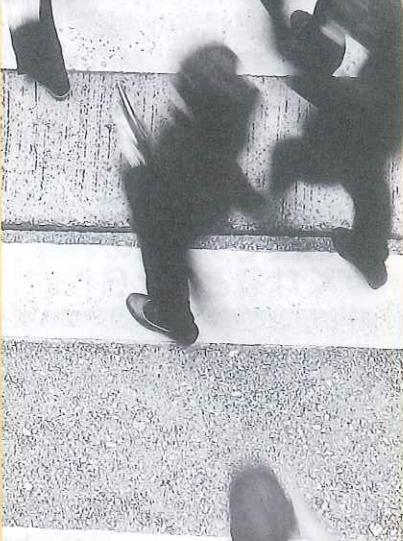
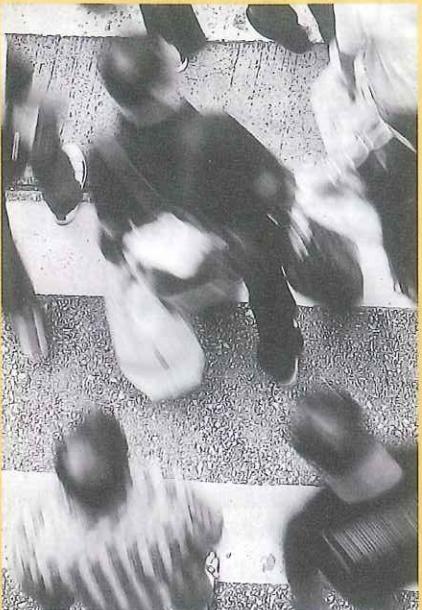
労働基準監督官

Labour Standards Inspector

採用試験2018



働く日本を 守る仕事を。



厚生労働省の行政官であり、司法警察員。
それが「労働基準監督官」という仕事です。
私たちが願うのは、働く人たちの安心と安全。
私たちが日本の働き方の未来を想い、守り、創る。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

会員事業場様

DVD教材貸出しのご案内

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場向けに安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料で行っています。
 安全衛生教育、安全大会等でご利用をお待ち申し上げます。
 申し込みの手続き等については、各支部へお尋ねください。なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

DVD教材貸出一覧表

平成30年2月5日現在

No.	品名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本立てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」(村山貢司、堀江) 正知監修 A5判・16頁) 1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント ~アセスメント徹底演習~ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル (リスクアセスメント対応版) よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書のつくり方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ ~中小企業篇~ 従業員の安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 「新入者安全衛生テキスト」(中災防発行)の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。	22分
10	ゼロ災のこころ ~危険を予知する人づくり~ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を碎く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のこころ」を説く。	26分
11	~安全健康職場づくりのキメ手~ 活き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方 ~IT時代の健康心得~ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業者にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分

13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」ということを念頭に入れて行う必要がある。 <新入者教育に使えます>	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 <管理者入門教育に使えます>	10分
15	不注意は起こる！ 「〇〇に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分
16	これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10 繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。	20分
17	新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな 高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしがちです。しかし、災害から自分を守ることのできるのは、あなた自身しかいません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。	15分
18	災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方 今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■ブレーカ	17分
19	建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17力条 繰り返し災害をなくすために 災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんのが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守ることは利益向上にもつながる！これらについて解説します。 ●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する	23分

平成30年度技能講習・安全衛生教育パンフレット好評配布中!!

(公社)鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「平成30年度技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧いただきますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社)鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

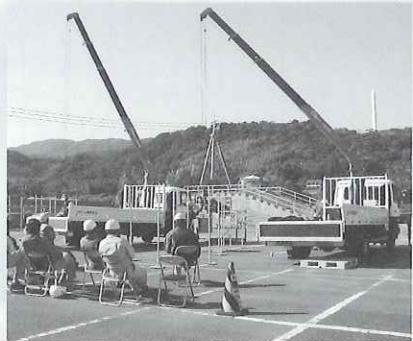
施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-25-1377
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	姶良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1紳会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

平成30年度

2018
年度版

労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会

検索

↑
クリック



鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

平成30年度技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 (整地連搬積込み用及び掘削用)		9~13 3/12~16 教習所	14~18 4/16~20 教習所	4~8 5/7~11 教習所	23~27 6/25~29 教習所	27~31 7/30~8/3 教習所	10~14 8/6~10 教習所	22~26 9/25~28 教習所	26~30 10/29~11/2 教習所		21~25 12/10~14 教習所	18~22 1/21~25 教習所	
	車両系建設機械運転 (解体用)		16~20 3/12~14 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	25~29 5/28~6/1 教習所										
	小型移動式クレーン運転		28~30 4/23~27 教習所	18~20 5/21~25 教習所	9~11 6/4~8 薩摩川内市 受付は 川内支部	6~8 7/9~13 教習所	11~13 7/30~8/3 曾於市 受付は 志布志支部	9~11 9/10~14 教習所	12~14 10/15~19 教習所		28~30 12/17~21 教習所		18~20 2/18~22 教習所	
			申込者多数の場合は、3日 目の実技を受付順に延長し て実施します。		17~19 6/18~20 鹿屋市 受付は 鹿屋支部									
	床上操作式クレーン運転		24~26 6/4~15 徳之島 受付は 大島支部											
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		7~9 4/9~13 教習所	2~4 6/4~8 教習所	20~22 7/23~27 教習所			5~7 10/9~12 教習所		7~9 11/26~30 教習所		4~6 2/4~8 教習所		
			申込者多数の場合は、2日 日の実技を受付順に延長し て実施します。											
	不整地運搬車運転			18~19 5/21~25 教習所				9~10 9/10~14 教習所			15~16 12/3~7 教習所			
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		2~6 3/5~9 教習所	7~11 4/9~13 教習所	11~15 5/14~18 教習所	2~6 6/4~8 教習所	20~24 7/23~27 教習所	3~7 8/6~10 教習所	1~5 9/3~7 教習所	5~9 10/9~12 教習所	3~7 11/5~9 教習所	7~11 11/26~30 教習所	4~8 1/7~11 教習所	4~8 2/4~8 教習所
	玉掛け		9~11 3/12~16 教習所	8~10 4/2~13 西之表市 受付は 種子島支部	4~6 5/7~11 教習所	23~25 6/25~29 教習所	27~29 7/30~8/3 教習所	5~7 7/30~8/3 霧島市 受付は 加治木支部	9~11 9/3~7 薩摩川内市 受付は 川内支部	26~28 10/29~11/2 教習所	17~19 11/19~22 教習所	21~23 12/10~14 教習所	18~20 1/21~25 教習所	11~13 2/12~15 教習所
			申込者多数の場合は、3日 日の実技を受付順に延長し て実施します。	14~16 4/16~20 教習所	25~27 5/28~6/1 教習所	31~8/2 6/11~22 徳之島 受付は 大島支部		10~12 8/6~10 教習所	23~25 9/18~21 曾於市 受付は 志布志支部					
就業制限業務	ガス溶接		21~23 4/23~25 鹿屋市 受付は 鹿屋支部					29~31 10/1~5 教習所						
			鹿児島教習所実施分は本部又は鹿児島教習所へ、支部実施分は各支部（P29参照）にお問い合わせ下さい。											

平成30年度作業主任者技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者			31~6/1 4/23~27 オロシティー			9~10 7/9~13 オロシティー			15~16 10/15~19 オロシティー			14~15 1/15~18 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			23~25 4/23~27 教習所	20~22 5/21~25 教習所	11~13 6/11~15 教習所	22~24 7/23~27 教習所	26~28 8/27~31 教習所	17~19 9/18~21 教習所		12~14 11/12~16 教習所		27~3/1 1/28~2/1 教習所	
	石綿作業主任者					5~6 6/4~8 教習所				21~22 10/22~26 教習所				
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			10~11 4/9~13 オロシティー		19~20 6/18~22 オロシティー			11~12 9/10~14 オロシティー			31~2/1 12/17~21 教習所		
	乾燥設備作業主任者							6~7 8/6~10 教習所					7~8 1/7~11 教習所	
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						2~3 7/2~6 教習所							

平成30年度移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]		23~28 4/2~6 教習所			9~14 6/11~15 教習所			15~20 9/18~21 教習所		10~15 11/12~16 教習所		25~3/2 1/28~2/1 教習所	

講習案内は、毎月発行の機関誌「鹿児島労基」に随時掲載中



正しい知識で安全作業を! /

我が国における労働災害は平成26年位まで年々減少傾向に推進し、特に死亡による大事故には月1件未満であることがから、同時に母子分離者から異常出産者等に向けた緊急要請はJIS/T「緊急要請」という形が行われました。

この緊急要請では、雇用者教育を徹底するなど、効率的な安全管理教育の充実が求められています。

特に「新規就業者・就業登録者・社員内育成者」は労働安全衛生法で義務づけられており労働災害を防止するうえで重要な要素です。

安全衛生教育の実施状況を把握してからチェックリストがほしい!!

は技能講習・特別教育が必要な業務を知りたい!!

は技能講習・特別教育はどこで実施しているのですか?

はキリストはどこで購入しますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください

http://www.kohoh.jp/safety/safety.html

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

(中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口)

電話番号 03-3452-6296 郵便番号 kohoh@jisha.or.jp



平成30年度特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み用及び掘削用)				19~20 6/18~22 教習所			29~30 10/1~5 教習所					11~12 2/12~15 教習所	
	ローラー運転			1~2 4/2~6 教習所			25~26 8/27~31 教習所				17~18 12/3~7 教習所			
	巻上げ機の運転	23~24 4/2~6 教習所					27~28 8/27~31 教習所					12~13 1/15~18 教習所		
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		1 4/2~6 教習所		17 6/18~22 教習所		3 8/6~10 教習所	19 10/22~26 教習所					20 2/18~22 教習所	
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日日の実技を受付順に延長して実施します。</small>	16~18 3/19~23 教習所			9~11 6/11~15 教習所		18~20 8/20~24 教習所	22~24 9/25~28 教習所			15~17 12/3~7 教習所			
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	2~3 3/5~9 教習所		11~12 5/14~18 教習所		6~7 7/9~13 教習所		1~2 9/3~7 教習所	3~4 11/5~9 教習所		4~5 1/7~11 教習所			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	27 4/2~6 教習所												
	粉じん作業						4 8/6~10 教習所							
	低圧電気取扱作業		30~31 4/23~27 教習所			1~2 7/2~6 教習所					30~31 12/17~21 教習所			
養成講習	安全衛生推進者			18~19 5/21~25 教習所					19~20 10/22~26 教習所				14~15 2/12~15 教習所	
	衛生推進者		2 4/2~6 オロシティー			24 7/23~27 オロシティー				21 11/19~22 オロシティー				
準備講習	第一種衛生管理者試験			20~22 5/21~25 オロシティー										
	第二種衛生管理者試験			5~6 5/7~11 オロシティー										
危 険 再 認 識 教 育	高所作業車													
その他の教育	職長教育		17~18 4/16~20 教習所		30~31 7/2~6 教習所		25~26 8/27~31 教習所			17~18 11/19~22 教習所			18~19 2/18~22 教習所	
	安全管理者選任時研修		21~22 4/23~27 教習所			16~17 7/17~20 教習所					28~29 12/17~21 教習所			
	ゼロ災害運動危険予知活動トレーナー研修会						27~28 オロシティー							
	安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修								14 オロシティー					

希望者が集まり次第随時実施します

平成30年度 中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための研修会割引制度(平成29年度実績)

次の要件にすべてあてはまる事業場に対して研修会の料金の一部を割引料金で受講できます。

- ①労災保険適用事業場
- ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること。

問合せ先

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL : 092-437-1664 FAX : 092-437-1669

■ ゼロ災運動 KYTトレーナー研修

2日研修
定員96名 鹿児島市会場

対象 生産（作業）ラインの管理・監督者、安全衛生担当者等

内容 危険予知訓練活用技法（実技）

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技、金魚鉢方式によって体験学習

料金 22,630円（会員） 24,690円（一般）

（予定） 13,580円（中小・会員） 14,810円（中小・一般）

日程 平成30年9月27日（木）～9月28日（金）

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」この人間尊重の理念が、出発点です。
KY活動、指差呼称、4Sなどの普及・定着を進めています。

■ 安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

1日研修
定員60名 鹿児島市会場

対象 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者

内容 リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等についての基本がわかります。

料金 25,710円（会員） 30,860円（一般）

15,430円（中小・会員） 18,520円（中小・一般）

日程 平成30年11月14日（水）

リスクアセスメント導入に悩んでるスタッフの方、導入から運用までの手法を学べます。

※研修間近になりましたら、（公社）鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報紙にてご案内致します。

平成30年4月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分(鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先:本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/2~4/6	3/5~3/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 4/2~4/3		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/9~4/13	3/12~3/16	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 4/9~4/10		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育 修了者
玉掛け	4/9~4/11	3/12~3/16	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	4/16~4/17	3/19~3/23	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	4/23~4/28	4/2~4/6	【全科目者】 会員 89,861円 一般 90,861円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
クレーン運転	4/2~4/3	3/5~3/9	会員 16,770円 一般 20,010円	
アーク溶接等	4/16~4/18	3/19~3/23	会員 18,360円 一般 21,600円	
巻上げ機の運転	4/23~4/24	4/2~4/6	会員 15,340円 一般 18,580円	
酸素欠乏・硫化水素危険作業	4/27	4/2~4/6	会員 8,856円 一般 9,936円	※作業主任者技能講習は5月に実施です。
ローラー運転	5/1~5/2	4/2~4/6	会員 16,820円 一般 20,060円	
研削といしの取替え等 (自由研削用)	5/1	4/2~4/6	会員 11,016円 一般 12,096円	
衛生推進者養成講習	5/2	4/2~4/6	会員 8,140円 一般 8,640円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 技能講習	【全科目者】 4/16~4/20	3/12~3/14	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 4/16~4/17		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただぐか、案内書をお取り寄せください。